

第5期雄武町総合計画前期基本計画 施策評価調書（兼政策評価基礎調書）

政策目標	2	ぬくもり・雄武	整理番号	30
基本施策	9	障がい者支援の充実	評価責任者	保健福祉課長 山崎 佳之
単位施策	1	自立支援対策の推進		

1 施策の概要

基本方針	障がい者が、障がいの状況やライフステージ、家庭や住まいの状況などに応じて、安心していきいきと生活ができるよう、障害者自立支援法上のサービスや各種経済的支援などを進める。	
現状と課題	【現状】（平成21年度末）	【現状】（平成23年度末）
	平成18年度から障害者自立支援法が施行され、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者への一元的な福祉サービス提供、障害程度区分の認定、応益負担などの仕組みが新たに導入された。また、就業支援の強化や、施設中心から在宅中心の生活への移行などが図られることとなった。	平成18年度に施行された障害者自立支援法で、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者へのサービス給付に関する部分を一元化し、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に区分して支援を進めている。
	【課題】（平成21年度末）	【課題】（平成23年度末）
	障がい者は、年齢や障がいの重さ、部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で障害があっても住み慣れた地域で自立し生活していくことができる多種多様な支援が求められている。	障がい者及び家族の高齢化が進む中、サービスに対する需要の増加が見込まれるため、障がい者制度改革に対応しながら、ニーズに応じたサービスの充実を図っていくことが求められている。

2 基本施策指標

指標1	指標名	施設・精神科病院から在宅への移行延人数						
	定義等	施設・精神科病院から在宅への移行延人数						
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値	0人	1人	1人	0人	0人		5人
指標2	指標名	障がい者支援の満足度						
	定義等	町づくりアンケート等により「満足」「やや満足」と回答した者の比率						
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値	15%（H18）	未調査	未調査	未調査	16.50%		25%
指標3	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値							
指標4	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値							
指標5	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値							
指標6	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値							
指標7	指標名							
	定義等							
	年度	計画策定時（H19）	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値（H24）
	実績値							

3 単位施策を構成する事務事業の評価結果等

【貢献度の区分 A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い E：なし】

No.	事務事業名	担当係名	23年度 決算額 (千円)	総合評価	今後の 展開方向	単位施策への 貢献度
①	障がい者計画策定事業	社会福祉係	2,260	A	継続/現状維持	A
②	障害者自立支援給付事業	社会福祉係	96,855	A	継続/現状維持	A
③	重度心身障害者医療給付事業	社会福祉係	7,818	A	継続/現状維持	A
④	自立支援医療（更生医療）給付事業	社会福祉係	6,822	A	継続/現状維持	A
⑤	障がい者等地域生活支援事業（福祉分）	社会福祉係	4,264	A	継続/現状維持	A
⑥	心身障害者年金支給事業	社会福祉係	2,067	A	継続/現状維持	A
⑦	重度身体障害者ハイヤー料金助成事業	社会福祉係	606	A	継続/現状維持	A
⑧	障害程度区分認定事業	社会福祉係	99	A	継続/内容の見直し・変更	A
⑨	雄武町身体障害者福祉協会運営補助事業	社会福祉係	30	A	継続/現状維持	A
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						

4 施策の個別評価【A：評価が高い B：やや高い C：やや低い D：低い】

評価の視点	評価結果	理由、説明等
① 妥当性	A	本施策は、障がい者の自立支援のためのニーズに対応する医療費給付及び各種生活支援事業であり、障害者支援の充実を図る面からも重要なもので妥当である。
② 有効性	A	本施策は、障がい者の自立支援対策であり、医療費給付及び各種生活支援事業であり、生活の充実を図る面でも重要であり、有効である。
③ 効率性	A	障がい者の状況等に応じた自立支援法上のサービスや各種生活支援事業の支援を行うことは、効率的である。
④ 公平性	A	障害者自立支援法が施行され、障がい者へのサービス提供等に応益負担などの仕組みが導入され、制度上公平である。
⑤ 町民意見の反映	A	障がい者支援の充実、障がい者の社会参加を進める上で必要な施策である。障がい者計画策定時に、障がい者関係団体から意見を聞き、反映している。

5 総合評価【A～D】

A：政策目標の達成に効果的であり、現在の施策を継続することが必要 等

B：政策目標の達成に効果的であるが、具体的な課題の解決に向けて一部取組を改善するなど、施策を充実することが必要 等

C：政策目標がほぼ達成されていることから、施策が一定の役割を終えつつあり、終期を見据えて縮減することが必要 等

D：(1)政策目標の達成に効果的であるが、事業構成が十分ではなく、新たな事業構築など取組を全体的に見直すことが必要 等

(2)政策目標の達成に向けた効果が認められないことから、施策の廃止も含めて抜本的に見直すことが必要 等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A	A	
障がい者支援の充実及び自立支援対策の推進を図り、各種サービス提供を行った。	同左	

今後の方向性	今後の方向性	今後の方向性
継続/現状維持	継続/現状維持	
障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活していける支援の充実、自立支援対策の推進を図る。	同左	
*今後の方向性の区分 ○継続/現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更 ○終了 ○休止 ○廃止		